

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 町民の心構え

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、住民は「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所等・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) 地震の後には津波が来襲するかもしれないと、常に心に留めておく。
- (3) がけ崩れに注意する。
- (4) 建物の補強、家具の固定をする。
- (5) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (6) 飲料水や消火器の用意をする。
- (7) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品を準備する。
- (8) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (9) 隣近所と地震時の協力について話し合う。

2 地震発生時の心得

- (1) まず、わが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず、身の安全を確保する。
- (3) 揺れが収まってから、速やかに火の始末をする。
- (4) 火が出たら、まず、消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 津波が来襲するかもしれないと認知する。

第2章 災害予防計画

- (8) 山崩れ、がけ崩れに注意する
- (9) 避難は原則徒歩で、持物は最小限にする。
- (10) みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- (11) 正しい情報をつかみ、流言飛語（根拠のない、いいかげんな噂、根も葉もないデマ）に惑わされない。
- (12) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程等を整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施する。
- (3) とりあえず、身を置く場所を確保し、ロッカー等の重量物の転倒防止措置をとる。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

2 地震発生時の心得

- (1) すばやく火の始末をする。
- (2) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- (4) 正確な情報を入手する。
- (5) 近くの職場同士で協力し合う。
- (6) エレベーターの使用は避ける。
- (7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛する。

第3 集客施設でとるべき措置

- 1 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- 2 あわてて出口・階段等に殺到しない。
- 3 吊り下がっている照明等のもとからは退避する。

第4 屋外でとるべき措置

- 1 ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- 2 建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れる。
- 3 丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難する。

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど、周まわりの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて、駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。（「地震・津波防災計画編 第3章 第5節 避難対策計画」を参照）

第6 津波に対する心得

1 住民

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所にすみやかに避難する。
- (2) 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して、各自行うことのできる最大限の防災対応をとる。
- (3) 津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
- (4) 津波は第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては1日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。
- (6) 津波想定精度には一定の限界があるため、ハザードマップ等の被害想定を鵜呑みにしない。
- (7) 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (8) 津波警報等の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (9) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。
- (10) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。

第2章 災害予防計画

- (11) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (12) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで気をゆるめない。

2 船舶関係者

- (1) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（※1、※2）に避難する。
- (2) 揺れを感じなくても、津波警報・注意報が発表されたら、直ちに港外（※1、※2）に避難する。
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
- (4) 港外（※2）避難できない小型船は、高いところに引き上げて固縛（こばく。縄やひもでかたくしばる）するなど、最善の措置をとる。
- (5) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで警戒をゆるめず、海浜等に近づかない。

※1 港外：水深の深い、広い海域

※2 港外退避、小型船の引き揚げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

第1 地震に強いまちづくり

- 1 町、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川、港湾等、骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保等、防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

羅臼町耐震改修促進計画に基づき、住宅建築物の耐震化を進めることとし、特に緊急輸送道路沿道建築物については積極的な耐震化に取り組むこととする。

- 1 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 町は、防災拠点や学校等、公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図る。
- 3 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難所に指定されている施設については、予め必要な諸機能の整備に努める。
- 4 町、道及び国は老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 5 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 6 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、ブロック塀等の倒壊防止や窓ガラス等の落下物からの危害防止、家具の転倒防止など総合的な地震安全対策を推進する。

第3 主要交通の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたって、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 町、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上水道、電気、電話等のライフライン機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- 2 町、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 町、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。

第6 復旧対策基地の整備

町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

第7 液状化対策

町、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

町、道及び防災関係機関は、危険物施設等における耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために、必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震等が発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として災害対策車両やヘリコプター等が十分活動できるグラウンド・公園等を確保し、周辺住民の理解を得るなど、環境整備に努める。

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

道は、地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画及び町地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、町及び道等はその整備を重点的・計画的に進める。

第11 津波に強いまちづくり

- 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 2 道及び国は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定する。
- 3 町、道及び国は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備等、民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- 4 町及び道は、地域防災計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努める。
また、職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- 5 町、道及び国は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

本節は、「本編 第4章 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」を準用するほか、次のことを実施する。

第1 町職員に対する教育

町は、職員に対して地震・津波防災応急対策の実施に必要な防災教育を行うものとする。

1 教育活動の実施方針

全職員を対象に、対策本部設置を想定し班長、副班長、班員に区分し、次の教育内容を基に各班に即した、研修会、講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の配付等による教育活動を実施する。

2 教育内容

- (1) 地震・津波に関する一般的な知識
- (2) 地震・津波に対する防災対策
- (3) 町職員（対策本部員）に課せられた役割
- (4) 地震・津波が発生した場合の行動基準
- (5) 各班・各班の防災対策、応急活動と処理方法
- (6) 地震・津波対策における研究（組織、制度、対策、施設整備等）

第2 住民に対する教育と広報

町は防災関係機関と協力して住民に対して、地震・津波に関する必要な防災教育、広報を実施するものとする。また、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努めるものとする。

1 防災教育と広報の実施方針

防災教育と広報は広報誌、パンフレット等により広く住民に周知するとともに、町内会組織、学校等教育現場、事業所等を活用し、次の教育、広報内容を基に、実情に即した広報を実施するものとする。

- (1) 地震・津波に対する心得
- (2) 地震・津波に関する一般知識
- (3) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常用持出品や緊急医療の準備
- (4) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止

第2章 災害予防計画

- (5) 災害情報の正確な入手方法
- (6) 出火防止及び初期消火の心得
- (7) 外出時における地震発生時の対処方法
- (8) 自動車運転時の心得
- (9) 救助・救護に関する事項
- (10) 避難場所等、避難路及び避難方法等、避難対策に関する事項
- (11) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- (12) 避難行動要支援者への配慮
- (13) 防災関係機関が行う地震・津波災害対策

2 普及・啓発方法

- (1) テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
- (2) 広報誌、ホームページの利用
- (3) 映画、スライド、ビデオ等による普及
- (4) パンフレットの配布
- (5) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

第3 学校等教育関係機関における防災思想普及

- 1 学校等においては児童、生徒等に対して地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童、生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、町内会及び町民活動団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第2章 災害予防計画

第4節 防災訓練計画

町は大規模な地震に対する防災体制の確立と災害応急対策、活動の円滑な実施を図るため、防災関係機関及び自主防災組織等と相互に協調し、防災に関する知識及び技能の向上並びに体制の強化とともに住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

実施にあたっては、「本編 第4章 第2節 防災訓練計画」を準用するほか、次のことを行う。

第1 防災訓練の種類

1 北海道防災会議との協調訓練

災害通信連絡訓練（地震情報の伝達並びに災害情報の収集及び報告の訓練）を実施する。

2 町独自で行う訓練

町及び防災関係機関は、全道における防災総合訓練、災害通信訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するよう努める。

- (1) 情報通信訓練
- (2) 広報訓練
- (3) 職員参集、指揮統制訓練
- (4) 火災防ぎょ訓練
- (5) 緊急輸送訓練
- (6) 公共施設復旧訓練
- (7) ガス漏れ事故処理訓練
- (8) 避難訓練
- (9) 救出救護訓練
- (10) 警備・交通規制訓練
- (11) 炊き出し、給水訓練
- (12) 災害偵察訓練

第2 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先との相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第3 訓練の実施

防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第2章 災害予防計画

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

本節については、「本編 第4章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第2章 災害予防計画

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

本節については、「本編 第4章 第4節 相互応援体制整備計画」を準用する。

第2章 災害予防計画

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

本節については、「本編 第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第2章 災害予防計画

第8節 避難体制整備計画

本節については、「本編 第4章 第6節 避難体制整備計画」を準用するほか、次のことを行う。

第1 津波避難計画等の作成

町は、避難に関する情報と被災想定等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるとともに、道の指針を参考に、津波避難計画（全体計画・地域計画）や地震・津波防災計画編等の策定に取り組み、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。計画等の主な留意事項は、「本篇 第4章 第6節 避難体制整備計画」を準用する。

なお、羅臼町津波避難計画については、別途作成するものとし、随時修正・改善を加えてゆくものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者毎の具体的な避難支援計画（個別プラン）の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

第2章 災害予防計画

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本節については、「本編 第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画」を準用する。

第10節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止については、本計画に定める。

第1 基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、次の2つレベルの津波を想定することを基本とする。

レベル① 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波（L1）

レベル② 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2）

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として住民等の避難を軸にし、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制等を組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減等、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防ぎよすることは極めて困難なことである。しかし、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」、国が調査した「浸水予測図」等を参考として、町、道及び国は連携して、護岸・防潮堤等の施設の整備を図る。

さらに、町は、避難場所等・避難路や同報系防災行政無線等、住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成や周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

1 津波等災害予防施設の整備

町及び道、国等は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防ぎよ機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

(1) 海岸保全対策

町及び道、国等は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

また、防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速かつ的確な開閉に万全を期するものとする。

(2) 河川対策

町及び道は、高波、高潮及び津波の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門、樋門等のゲート操作の自動化などの河川事業を実施する。

(3) 港湾及び漁港整備事業

港湾管理者及び漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

2 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

ア 札幌管区気象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、町等への津波警報等の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。

また、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

イ 道は、防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）により、津波災害情報の伝達体制を整備する。

ウ 町、道及び国等は、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表を図る。

(2) 伝達手段の確保

町は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海岸にいる行楽客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等、多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(3) 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合の管理者等）、事業者（工事施行管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施する。

(5) 町

町は、住民等に対し、各種講演会等各種普及・啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、住民、事業所等が一体となり、避難行動要支援者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

第2章 災害予防計画

(6) 学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒等が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

3 津波警戒の周知徹底

町、道及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用して、津波警戒に関する事項についての周知徹底を図る。

(1) 住民に対し、周知を図る事項

「地震・津波防災計画編 第2章 第1節 住民の心構え」を準用する。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

「地震・津波防災計画編 第2章 第1節 住民の心構え」を準用する。

(3) 漁業地域において、周知を図る事項

ア 陸上・海岸部にいる人は陸上の避難場所等に避難し、決して漁船や海を見に行かない。また、漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の避難場所等に避難する。

イ 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。

また、一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、さらに水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

ウ 避難判断は独自の判断では行わず、津波警報等が解除されるまで避難海域で待機する。

第2章 災害予防計画

第11節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は「本編 第4章 第10節 消防計画」に準ずるほか、次のとおりである。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気機器及び設備等による出火が多いことから、町及び関係機関は、地震時の火気機器並びに設備の取り扱いについて指導啓発を行うとともに、根室北部消防事務組合火災予防条例に基づく火気の取り扱いについて指導を強化する。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限度に食い止めるためには、初期消火が重要である。町及び関係機関は地域、職場等一体となった協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防水の確保を計るとともに、これら器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実に成果を上げるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成教育を強化する。
- 3 ホテル、ホール、会館、病院等、一定規模以上の防火対象物に対しては、法令の基準による消防施設の完全な設置を促進するとともに、自主点検及び適正な維持管理の指導を強化する。

第3 予防査察の強化指導

町（根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署）は消防法に規定する立入検査を計画的に実施し、常に消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

第4 消防力の整備

町（根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署）は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第5 消防計画の整備強化

町（根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署）は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第12節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、毒物・劇物や放射性物質の飛散等による災害の発生予防に関する計画は、「本編 第8章 第3節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、次のことを実施する。

第1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町及び道、関係機関は事業所等に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第2 危険物保安対策

危険物の保安対策を促進するため、町及び道、関係機関は事業所等に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 危険物製造所等に対し、随時立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要のあるものについては、基準適合のための是正指導を行うものとする。
- 2 危険物製造所等における従業員に対する安全教育の徹底、並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物等事業所内における協力体制の確立について指導するものとする。
- 3 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するように指導するものとする。

第3 高圧ガス保安対策

高圧ガスの保安対策を促進するため、町（消防機関）及び道、関係機関は、事業所及び販売店に対し立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立、並びに危険物等事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

第13節 建築物等災害予防計画

まちづくりの基本は快適であり利便性があることだが、住民の生命と財産の安全確保が図られる災害に強いまちづくりも重要な課題となっている。

町では、地震災害から建築物等を防ぎよするため、「本編 第4章 第9節 建築物災害予防計画」を準用するほか、次のことを実施する。

第1 防火及び耐震化建造物の促進

1 防火対象物定期点検報告制度等による指導

消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」及び「自主点検報告表示制度」による「防火基準点検済証」「防火優良認定証」「防火自主点検済証」の交付に際し、消防機関と連携して、建築構造、防火区画、階段等の安全性について調査するとともに、避難施設の改善指導を行う。

2 一般建造物の耐震化及び不燃化

町は、一般建造物の維持保全や耐震化について、広く住民の認識を深めるため、耐震工法又は補強等について周知を図るとともに、「資料編 資料46 羅臼町耐震改修促進計画」に沿って既存の建造物の耐震診断、耐震改修の実施を促進する。

また、ブロック塀等の倒壊防止や窓ガラス等の落下物からの危害防止についても住民に周知する。

一般住宅等は木造建築物を主体に構成されている現状から、木造建築物について延焼のおそれのある外壁等を防火構造にするよう、確認申請等の業務と連携し指導、助言等により促進する。

3 公共建造物の耐震化

災害時において、応急活動の中心となる役場、消防本部及び羅臼消防署、病院や避難場所等となる学校などの公共建造物について、地震により使用不能となる可能性もあることから、これら施設の新設にあっては、耐震化に配慮するとともに、既存施設にあっては耐震診断耐震改修の実施を促進し、さらには、役場庁舎等の施設が使用できないことを想定して、バックアップ機能についても検討していくものとする。

4 ブロック塀等の倒壊防止

町及び道は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあっては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

5 窓ガラス等の落下物対策

町及び道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で避難道路等に面する、昭和53年以前に建築された地上3階建以上の既存建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについてその実態を調査し、必要な改善指導を行うものとする。

6 被災建築物の安全対策

町及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

第2章 災害予防計画

第14節 土砂災害の予防計画

本節については、「本編 第4章 第16節 土砂災害の予防計画」を準用する。

第15節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための対策は、本計画に定める。

第1 北海道の現状

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（1964年）を契機として、認識されたところである。北海道においては、十勝沖地震（1968年）による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

最近では、釧路沖地震（1993年）、北海道南西沖地震（1993年）、北海道東方沖地震（1994年）において、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらし、さらに、兵庫県南部地震（1995年）においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。

近年、埋立などによる土地開発が進み、また都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

第2 液状化対策の推進

1 町、道及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業等の実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

2 液状化対策の調査・研究

町、道及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

3 建設物等に対する液状化の対策

町、道及び防災関係機関の実施する液状化対策は、大別して次のような代替機能を確保する対策が考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

4 液状化対策の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第2章 災害予防計画

第16節 積雪・寒冷対策計画

本節については、「本編 第4章 第17節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

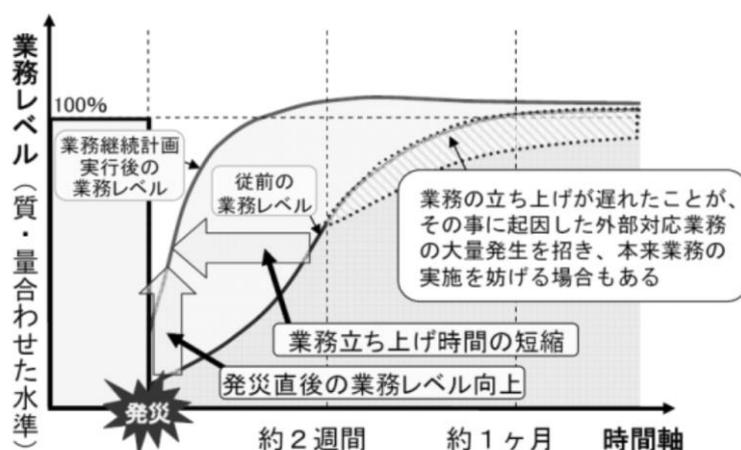
第17節 業務継続計画の策定

町、道及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>



(出典：北海道地域防災計画)

第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

2 道

道は、平常時から災害に備えて体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、道民の生命・身体・財産を守ることを目的に、災害応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

このような活動を行う一方で、それ以外の道の行政サービスについても、継続すべき重要なものは、一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。このため、道は、災害時においても道の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定し、迅速な復旧体制を構築する。

また、業務継続計画は、当該計画に基づいた訓練等を定期的実施するとともに、訓練等の成果を検証し、検証した結果に基づき適宜計画の見直しを図ることにより、持続的改善を行うものとする。

3 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時や非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等、主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第2章 災害予防計画

第18節 複合災害に関する計画

本節については、「本編 第4章 第18節 複合災害に関する計画」を準用する。